

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月28日
【会社名】	株式会社テクノマセマティカル
【英訳名】	Techno Mathematical Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 正文
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田二丁目12番19号
【電話番号】	03(3492)3633
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 出口 眞規子
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田二丁目12番19号
【電話番号】	03(3492)3633
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 出口 眞規子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年6月23日開催の当社第16回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成28年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件  
定款を以下のとおり、一部変更する。

(下線部分は変更部分を示しております。)

変更前	変更後
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1)～6) (条文省略)</p> <p>7) 特定労働者派遣事業</p> <p>8) (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1)～6) (現行どおり)</p> <p>7) 労働者派遣事業</p> <p>8) (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>— 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第28条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第29条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>— 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第35条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第37条～第43条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役1名選任の件  
取締役として、森口由起夫を選任する。

第3号議案 補欠取締役1名選任の件  
補欠取締役として、関守を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件  
監査役として、真鍋利明を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果	
				賛成比率 (%)	可否
第1号議案 定款一部変更	14,999	103	0	98.30	可決
第2号議案 森口 由起夫	14,966	136	0	98.09	可決
第3号議案 関 守	14,986	116	0	98.22	可決
第4号議案 真鍋 利明	14,987	115	0	98.23	可決

- (注) 1. 第1号議案が可決される要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成となります。
2. 第2号議案、第3号議案および第4号議案が可決される要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成となります。
3. 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は、25,928個であります。
4. 賛成比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。

以 上